

○厚生労働省令第九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十六を第三十六号の三十七とし、第三十六号の七から第三十六号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の六の次に次の一号を加える。

三十六の七 （シクロプロピルスルフオニル） 「（二R・三aR・一〇Z・一一aS・一二aR・一四aR）―二―（〔七―メトキシ―八―メチル―二―「四―（一―メチルエチル）―一・三―チアゾ―ル―二―yl」キノリン―四―イル〕オキシ）―五―メチル―四・一四―ジオキソ―一・二・三・三a・四・五・六・七・八・九・一一a・一二・一二a・一三・一四・一四a―ヘキサデカヒドロシク

ロペンタ「c」シクロプロパ「g」「一・六」ジアザシクロテトラデシン―一二a―カルボニル」ア
ザニド（別名シメプレビル）、その塩類及びそれらの製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。